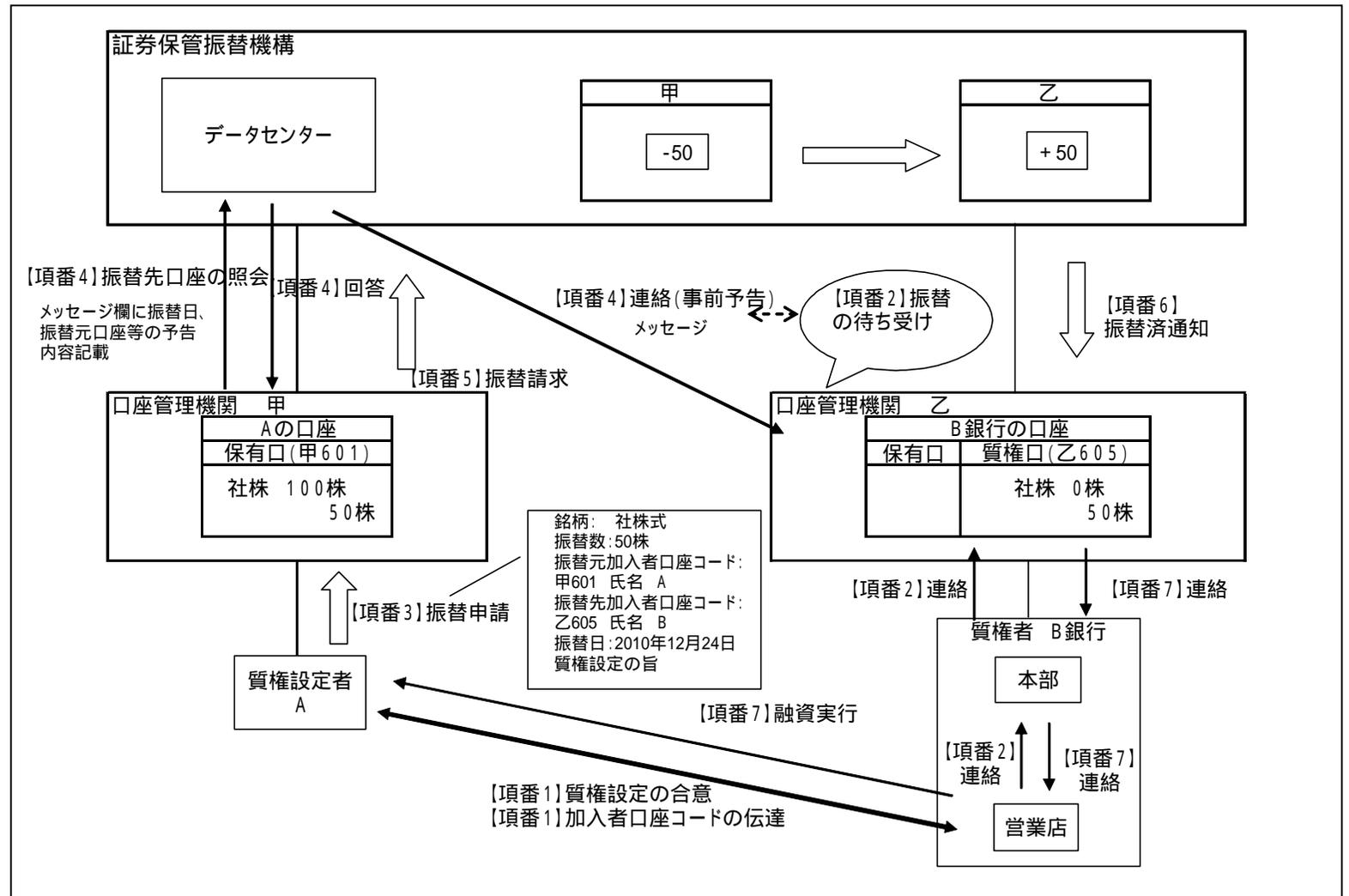


## 株券電子化に伴う担保設定に関する想定事務フロー（第1版）

- ・ A
    - 担保権設定者
  - ・ B
    - 担保権者（銀行）
  - ・ 甲
    - 設定者側の口座管理機関（Aの取引証券会社など）
  - ・ 乙
    - 担保権者（銀行）側の口座管理機関（Bの直近上位機関）
- 担保権者、担保設定者とも口座管理機関に口座を開設して制度に参加する場合を想定（この事務フローは、すべての想定される株式担保設定方法について例示するものではなく、担保権者である銀行の新制度への参加形態には、振替機関に口座を開設する口座管理機関となる場合も考え得る）。



	項 目	基 本 事 項	留 意 事 項
1	担保権設定の合意	<p>担保権設定者 A と B 銀行（担保権者）との間で担保権設定の合意をする。具体的には A は B 宛に有価証券担保差入証を差入れる。</p> <p>振替指定日（例えば 2010 年 12 月 24 日）も決める。</p> <p>有価証券担保差入証には、現在の実務と同様に担保株式の銘柄と数量が記載される（例えば 社株 50 株）。</p> <p>担保権設定者 A は、B 銀行に対して、口座管理機関甲（例えば、A の取引証券会社など）に開設している口座の加入者口座コード（甲 601）を伝える。</p> <p>B 銀行は、担保権設定者 A に対し、口座管理機関甲において A が振替申請する際に提示する書面を交付する。この書面には、B 銀行が口座管理機関乙に開設した口座の加入者口座コード（乙 605）の記載を含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担保は質権と譲渡担保があり得るが、ここでは便宜上質権とする。</li> <li>・ 担保差入証の記載事項については、現行実務と新制度の振替手続、振替依頼書上の記載事項などを踏まえて、実務面、法務面から検討予定。</li> <li>・ 担保差入証の日付を合意日とするか、振替日とするかについて、振替依頼書の日付も含め、差入証の記載事項として検討（振替指定日を確定日に限るか、「成り行き」（日以降など）を認めるかも要検討事項）。</li> <li>・ 振替指定日の 営業日前迄に A が振替申請を行う等のルールについては要検討事項。</li> <li>・ 担保権者（銀行）は、事前に「振替指定日 振替制限日」であることをチェックする必要がある。</li> <li>・ A の加入者口座コードの担保権者 B への通知方法としては、有価証券担保差入証に加入者口座コード欄を設けて記入してもらうということも考えられる。</li> <li>・ 当該書面の記載内容、体裁などは、証券会社の実務や振替依頼書のフォームを踏まえ、検討予定（例えば、債務者や融資案件との紐付けのための銀行固有のコードなどを記載する必要が考えられる。この点は、後記【項番 4】の事前照会のメッセージ欄の内容を踏まえて検討）。</li> </ul>

	項 目	基 本 事 項	留 意 事 項
2	B 銀行から乙への連絡（B 銀行内の処理）	<p>B 銀行は、口座管理機関乙に対して、上記【項番 1】において担保権設定者 A との合意に際し受けた事項を連絡する。</p> <p>連絡事項は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 振替指定日（上記【項番 1】の例示では 2010 年 12 月 24 日）</li> <li>➢ 銘柄・株式数（上記【項番 1】の例示では、社株 50 株）</li> <li>➢ A の加入者口座コード（甲 601）となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担保設定手続においては、上記【項番 1】の担保権設定者 A の対応は営業店単位で行う一方で、株式の振替にかかるオペレーションなどは本店で行うことが考えられる。この場合、担保権設定者 A との合意にかかる情報を営業店と本店の間でどのように伝達するかは、個別銀行の事務によるものの、伝達情報については左記の口座管理機関乙へ伝達する情報は必須になるので、留意。</li> <li>・ 債務者と担保提供者が異なることもある点に注意。</li> <li>・ 口座管理機関乙は、B 銀行からの情報伝達により、口座管理機関甲からの振替の「待ち受け」が可能となる。この連絡事項には、紐付けのための固有コード等（上記【項番 1】留意事項参照）も考えられる。</li> <li>・ 乙は、B 銀行から連絡を受けた事項について、後記【項番 3】の甲によるデータセンター機能を利用した振替先口座の照会手続によって予め確認が可能となる（「裏を取る」ことができる。実質的な照合作業）。</li> </ul>
3	A から甲への振替申請	<p>A は上記【項番 1】で合意した内容に基づき、甲に振替申請を依頼する。</p> <p>上記【項番 1】の例示では、振替日：2010 年 12 月 24 日、社株 50 株、A の加入者口座コード（甲 601）、B 銀行の加入者口座コード（乙 605）、および質権設定の旨伝えることとなる。</p> <p>この際、A は甲に対し、上記【項番 1】の B 銀行が A に交付した書面（B 銀行の加入者口座コード等記載）を提示。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担保設定完了までの通常所要（必要）日数の明示については、現状の振替の実務よりも極力短縮される方向で検討（現状 4 営業日程度）。</li> <li>・ B 銀行が A に交付した書面を、甲に対して提示する取扱いについては、情報伝達に漏れがないよう、証券会社等口座管理機関における一般的な振替の事務フローを踏まえ、なお検討。</li> </ul>

	項 目	基 本 事 項	留 意 事 項
4	甲による事前照会手続	<p>甲は証券保管振替機構に振替先口座（乙におけるB銀行の口座）の有無の照会を行う。</p> <p>証券保管振替機構は、甲からの照会を受けたときは、乙に照会内容を通知する。</p> <p>この通知に付随するメッセージが振替の事前予告となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記の事前の照会通知により、乙（および乙を通じてB銀行）は、Aから甲に対し、上記【項番1】の合意にもとづく振替申請が行われていること、担保設定のための振替請求が行われることが分かるとともに、振替内容の確認、B銀行内での融資実行の準備等の対応が可能となる。</li> <li>・ 仮に、左記照会通知が来ないことにより、Aによる振替申請が遅れていることが判明した場合などにおいては、「Aに振替申請の実行を促す」とする取扱いにより、手続を進めることが可能となる（【項番1】の留意事項のように「振替指定日の 営業日までにAが振替申請を行う」旨差入証上で合意しておくのも一つの考え方）。</li> <li>・ Aからの振替申請があった場合に、甲からの本照会については、原則として遅滞なく行うことで検討（遅くとも、後記【項番5】の振替日の前営業日に行われる必要がある）。</li> <li>・ 乙に対する照会内容の通知について、メッセージ欄をどのように使うかについては、要検討。</li> </ul>
5	甲による振替請求	<p>甲は振替機関宛に振替請求を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則としては、融資実行日の前営業日までに振替を完了させる方向で検討。</li> <li>・ 融資実行日当日の振替請求を希望する場合の振替申請のカットオフタイムの設定については、証券会社等口座管理機関における一般的な振替の事務フローを踏まえ、なお検討。</li> </ul>

	項 目	基 本 事 項	留 意 事 項
6	乙による振替確認	乙では振替通知によって、当該振替が完了したことを確認し、B銀行の質権口に記録する。 その際、当該振替通知の銘柄、株数、B銀行の加入者口座コード(乙605)、Aの加入者口座コード(甲601)などにより、振替先口座の確認を行うとともに、上記【項番2】においてB銀行より連絡された取引内容との一致の有無を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担保権設定の効力は、当該記録(口座管理機関乙に設置された振替口座簿上でのBの質権口へ残高の記録)により生ずる。</li> <li>・ 設定者の加入者口座コードも引き続き記録(保有)しておく必要はあると思われる。</li> <li>・ 乙は同時にデータセンターにアクセスして、設定者Aの加入者口座コード番号(甲601)からAの住所・氏名情報を入力することが可能。</li> </ul>
7	乙からB銀行への連絡	乙は当該振替完了の旨をB銀行に連絡する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B銀行は、Aの加入者口座コード等によって、債務者・融資案件との紐付きを確認することとなる。</li> </ul>